

【重要事項説明書】

(デイケア たかさき)

指定通所リハビリテーション

利用者氏名

様

この【重要事項説明書】は、「指定通所リハビリテーションサービス」について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないことがあれば遠慮なく質問してください。

1. 指定通所リハビリテーションサービスを提供する事業所について

事業者名称	医療法人 高坂会
代表者氏名	理事長 高崎勝幸
法人所在地	〒811-2113 福岡県須恵町須恵 508-1
法人設立年月日	平成 24 年 2 月 1 日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地

事業所名称	デイケア たかさき
介護保険指定事業所番号	4 0 1 0 4 1 3 4 0 1
事業所所在地	〒811-2113 福岡県須恵町須恵 508-1
連絡先・相談担当者名	電話番号：(092) 710-8822 看護師：高崎理恵子
事業所の通常の事業の実施地域	糟屋郡須恵町、宇美町、志免町、粕屋町、篠栗町（八木山を除く）ただし、実施地域内でも送迎対応ができればなる場合あり。
利用定員	1 日につき 1 単位：定員 10 名

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当事業所は、介護保険関係法令の定めるところにより、利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った適切な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。
運営の方針	指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅においてその有す能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 夏季（8 月 13 日から 15 日）、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)及び国民の休日は除く
-----	---

営業時間	午前 8 時 30 分から午後 17 時 0 0 分まで ※木曜日は午後 1 2 時 3 0 分まで
------	---

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日 夏季（8 月 13 日から 15 日）、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)及び 国民の休日は除く
サービス提供時間	午前 9 時 0 0 分から午後 1 2 時 3 0 分までのうち 1 時間 3 0 分とする

但し、災害、悪天候等やむを得ない事情が生じ、利用者の安全を確保できないと当事業所が判断した場合は、利用者や家族に連絡の上、変更することがある。

(5) 事業所の職員体制

管理者	高崎 勝幸
職	人員数
専任医師	常勤 1 名以上
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 (以下、理学療法士等という) 又は、看護師	理学療法士等 常勤 1 名以上

3. 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービスの種類	サービスの内容
通所リハビリテーション計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等の理解・分析を行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所リハビリテーション計画を作成します。
当事業所の通所リハビリテーションの理念	在宅生活を自立して行っていくことに不安がある方に対し、利用者の希望する日常生活動作を獲得するための目標を設けリハビリテーションを提供し、次のステップへ進めていく役割と考えています。そのため、定期的に心身機能面の評価を行い、目標の見直しを行います。次のステップへの移行ができるように支援して行きます。

居宅への送迎		当事業所が所有する自動車で、利用者の居宅と事業所間の送迎を行います。送迎は、原則として自宅前まで送迎車でいきます。但し、周辺の道路・交通事情によっては自宅近辺に送迎車を待機させ、職員が徒歩でご自宅まで送迎することがあります。 送迎方法については、サービス利用開始までに利用者及びご家族と相談の上決定いたします。 また、利用時の体調変化等により医師の診察・検査・治療が必要と判断し「受診」となった場合、その後の送迎はできません。私用や当日の体調不良などでお休みをされる場合は、<u>当日の朝9：00までに当事業所へご連絡ください。</u>
リハビリテーション	居宅訪問	理学療法士等が居宅を訪問し、介護に関する工夫などを家族へ助言します。
	個別訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士等又は看護師が専門的知識に基づき、1対1で訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、理学療法士等又は看護師が専門的知識に基づき、器械、器具等を使用した訓練を行います。
*リハビリテーション実施にあたり、医師が理学療法士等にリハビリテーションの目的、開始前または実施中の留意事項、やむを得ずリハビリを中止する際の基準等の指示を行います。		
医学的管理下による健康観察		併設する診療所の看護師が利用時の状態を把握し、異常時の早期発見に努めます。また、状況に応じ医師へ指示を仰ぎます。
リハビリ会議の開催		通所リハビリテーション利用者においては、定期的にリハビリ会議を開催し、利用開始後の身体機能の変化や今後のリハビリテーションの目標設定についての利用者や家族の意向などを確認します。
その他	創作活動	利用者の趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 利用料金のお支払い方法について

当事業所では、Q ネットによる「代金回収代行サービス」を導入しており、翌月 28 日にご指定の金融機関口座からお引落としさせていただきます。お手続きに関しては、別紙をご参照ください。

請求明細書は、ご利用翌月上旬のご利用日に本人若しくはご家族へお渡しいたします。(郵送も可) お引落としが確認できましたら、翌月の請求明細書と一緒に領収書をお渡しいたします。なお、領収書の再発行はいたしませんので大切に保管してください。

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険適用）について

指定通所リハビリテーションサービスの提供に伴う利用料の額は、介護報酬に定められた額とし各利用者の負担割合に応じた額をお支払いいただきます。

【指定通所リハビリテーション】（要介護1・2・3・4・5）通常規模

◎基本料金

1 時間以上 2 時間未満				
要介護度	基本単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1	369 円/日	369 円/日	738/日	1,107/日
要介護 2	398 円/日	398 円/日	796/日	1,194/日
要介護 3	429 円/日	429 円/日	858/日	1,287/日
要介護 4	458 円/日	458 円/日	916/日	1,374/日
要介護 5	491 円/日	491 円/日	982/日	1,473/日

◎加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	基本単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担	備 考
リハビリテーションマネジメント加算（イ）	560 円/月	560 円/月	1,120 円/月	1,680 円/月	開始から <u>6 ヶ月以内</u>
	240 円/月	240 円/月	480 円/月	720 円/月	開始から <u>6 ヶ月以降</u>
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	593 円/月	593 円/月	1,186 円/月	1,779 円/月	開始から <u>6 ヶ月以内</u>
	273 円/月	273 円/月	546 円/月	819 円/月	開始から <u>6 ヶ月以降</u>
※医師が利用者またはその家族に説明した場合、上記に加えて+270 単位					
短期集中個別 リハビリテーション加算	110 円/日	110 円/日	220 円/日	330 円/日	退院（所）後又は認定日より <u>3 ヶ月以内</u>
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	240 円/日	240 円/日	480 円/日	720 円/日	退院（所）後又は認定日より <u>3 ヶ月以内</u>
認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）	1,920 円/月	1,920 円/月	3,840 円/月	5,760 円/月	退院（所）後又は認定日より <u>3 ヶ月以内</u>
科学的介護推進体制加算	40 円/月	40 円/月	80 円/月	120 円/月	
退院時共同指導加算	600 円/回	600 円/回	1,200 円/回	1,800 円/回	医療機関の退院前カンファレンスに参加

※リハビリテーションマネジメント加算

医師、理学療法士等、看護師、その他の職種の者が共同で計画の作成からサービス提供とその評価を行うことにより、継続的に通所リハビリテーションの質を管理した場合に算定します。

※短期集中個別リハビリテーション加算

当事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が退院日又は認定日から3ヶ月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合（1週間概ね2日以上、1日あたり40分以上）に算定します。

※認知症短期集中リハビリテーション加算

当事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が退院日又は認定日から3ヶ月以内に個別リハビリテーションを集中的に行った場合〔(Ⅰ)1週間に2日を限度、(Ⅱ)月に4回以上、1回に20分以上実施〕に算定します。

※科学的介護推進体制加算

利用者のデータを厚生労働省へ提出してフィードバックを受け、それらに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映（フィードバックの活用）、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上の取り組みを行うことを目的としています。

※退院時共同指導加算

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関からの退院後に介護保険のリハビリテーションを行う際、リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行った場合に算定します。

◎減算料金

減算の種類	1割負担	2割負担	3割負担
事業所が送迎を行わなかった場合（片道）	-47 円/回	-94 円/回	-141 円/回

◎キャンセル料金

利用欠席のご連絡がなくご自宅までお迎えに出た場合は減算対象外とさせていただきます。

片道送迎の実費47円をキャンセル料として請求させていただきます。但し、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

4. その他の費用について（運営規定の定めに基づくもの）

① 連絡帳の費用	利用者または家族との連絡に使用します。サービス利用開始月または連絡帳がなくなった月に1冊70円を請求いたします。
----------	--

② リハビリパンツ 尿取りパッド	当事業所では、万が一のためにリハビリパンツ・尿取りパッドなどを用意しております。サービス提供時にリハビリパンツや尿取りパッドが必要となった場合は、1 枚 200 円をその月のご利用料金と合わせてご請求いたします。
---------------------	--

5. サービスの提供・ご利用にあたって

- (1) サービス提供を開始するにあたり、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかにお知らせください。
- (2) サービス提供時間、利用曜日はご相談の上、変更することがあります。
- (3) 要支援⇄要介護の介護度区分が変わることにより本契約が終了となります。引き続きご利用を希望される場合は、サービス提供時間、利用曜日が変更になることがあります。
- (4) 当事業所では、万が一のために肌着などの衣類の貸し出しを行っています。衣類の貸し出しの場合は、お手数ですが洗濯をしてお返しく下さい。
- (5) サービス利用時は、不必要な現金や貴重品などはお持ちにならないようお願いいたします。なお、紛失に関して当施設では一切責任を取りかねますのでご了承ください。
- (6) 私物にはお名前の記入をお願いいたします。
- (7) サービス利用時は、運動しやすい服装（T シャツ・ズボン・運動靴等）でお越しください。
- (8) 送迎は、交通法規を遵守し当事業所規定の「送迎車運行マニュアル」に沿って実施いたします。その際、利用者はシートベルトの着用をお願いいたします。
- (9) 流行性感染症について

利用日の朝には、必ず体温測定と体調チェックをお願いいたします。以下の場合は、利用中止となりますのでご了承ください。

- ・体温が37.5度以上ある場合
- ・咳や喉の痛みなどの風邪症状や倦怠感がある場合
- ・下痢や嘔吐が持続している場合
- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症陽性の場合

※以下の場合も必ず当事業所へ申し出てください。状況に応じて利用を控えていただくことがあります。流行性感染症の感染拡大予防のためにご協力をお願いいたします。

- ・同居の家族が発熱している。
- ・本人が利用している他のサービス事業所でインフルエンザ、新型コロナウイルス陽性者が出た場合。

(10) 医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りが義務化されました。

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し内容を把握します。

6. 契約の終了について

当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合またはサービス内容に満足されない場合利用者の申し出により契約を解消することができます。

また、以下の事項に該当した場合、自動的に解約されます。

- (1) 利用者が、介護保険施設や他の施設に入所された場合
- (2) 利用者の要介護認定が「非該当」となった場合
- (3) 要支援と要介護の区分が変わる場合
- (4) 利用者が死去された場合

また、以下の事項に該当した場合は、当事業所はその理由を記載した文書により契約を解約することができます。

- (1) 2ヶ月程、当事業所の利用がない場合
- (2) 他の利用者の迷惑となる行動等が見られる場合
 - ① 飲酒・喫煙
 - ② 金銭の貸与
 - ③ 宗教布教活動及び全ての勧誘活動
 - ④ 利用者間のケンカ・口論・暴力行為・他の利用者が不快に感じる言動や行為など
 - ⑤ 火器の使用
 - ⑥ 当事業所内の物品の意図的な破損や持ち帰り
 - ⑦ その他秩序や風紀を乱し、安全・衛生を害する行為 など
- (3) サービス利用するにあたり、利用者がその心身の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続し難い状況と判断した場合。
- (4) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3ヶ月以上遅延した場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7. 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するための必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	高崎 理恵子
-------------	--------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

個人情報とは、氏名・住所など特定の個人を識別できる情報を言います。

利用者及びその家族 に関する秘密の保持 について	① 当事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 当事業所は、適切かつ公正な手段によって個人情報を取得します。 ③ 当事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ④ 当事業所は、従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護 について	① 当事業所の提供するサービス申し込みの際に、ご提出いただいた個人情報について、居宅支援事業所や他のサービス提供事業所等との連携や介護給付請求のために利用させていただくことがあります。 ② 当事業所は、法令の定める場合を除き、事前に利用者やご家族の同意を得ることなく第三者に提供しません。 ③ 当事業所は、利用者又はそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ④ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合やその他緊急対応が必要と判断した場合は、「たかさき脳神経外科クリニック」の医師による診察を行い、医師の指示の下、必要な検査や治療をおこないます。また、来所時に体調不良などが見られた場合は、ご家族へ連絡し受診の相談をさせていただきます。緊急時に適切な対応が行えるためにも、利用者の過去の病歴や現在の状況、服薬などについて詳細な情報提供をお願いいたします。

- ① 来所後、血圧や脈拍を測定し正常範囲外の時は看護師により状態を把握し、必要時医師の指示を仰ぎます。
- ② 医師の指示に基づき、受診（診察・検査等）が必要となった場合は、リハビリテーションの提供を中止となることがあります。また、その際はご家族にお迎えをお願いすることとなります。

10. 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

11. サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する相談や苦情などは相談窓口までご連絡ください。

【事業者の窓口】 デイケア たかさき 担当：高崎理恵子	電話番号：(092) 710-8822 受付時間：9:00～18:00（土日祝は休み）
【市町村（保険者）の窓口】 須恵町・志免町・宇美町・篠栗町の方 「福岡介護保険広域連合 粕屋支部」 粕屋町の方 「粕屋町役場 介護福祉課」	「福岡介護保険広域連合 粕屋支部」 電話番号：(092) 652-3111 「粕屋町役場 介護福祉課」 電話番号：(092) 938-0229 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号 (092) 642-7859 受付時間 9:00～17:00（土日祝は休み）

12. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「福岡県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年枚方市条例第 48 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	福岡県糟屋郡須恵町須恵 5 0 8－1
	法人名	医療法人 高坂会
	事業所名	デイケア たかさき
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	

この【重要事項説明書】は、「福岡県介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年福岡県条例第 18 条）の規定に基づき作成しています。